

新町の事務組織及び機構の取扱いについて

新町の事務組織及び機構の取扱いについて提出する。

平成 17 年 2 月 27 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	13	新町の事務組織及び機構の取扱いについて
新町の具体的な組織及び機構は、次の掲げる方針に基づき整備する。 なお、行政区域が広がることから、支庁舎及び支所機能は、住民生活に必要な住民サービス業務を担うものとする。 〈新町における組織及び機構整備の総括方針〉 (1) 住民サービスの低下をきたすことのない組織・機構 (2) 住民が親しみやすく利用しやすい組織・機構 (3) 住民の声が適正に反映することができる組織・機構 (4) 地方分権や新たな課題に即応できる組織・機構 (5) 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構 (6) 新町のまちづくり計画の実現が円滑に遂行できる組織・機構 (7) 簡素で効率的な組織・機構 (8) 緊急時に即応できる組織・機構 〈個別整備方針〉 (1) 新町の組織は本庁と支所（支所の名称は、旧神崎町地域の庁舎は「神崎支庁舎」、長谷庁舎は「長谷支所」と称する。）で構成する。 (2) 本庁は町全体の総合的な事務を行い、支庁舎及び支所と調整を図りながら町の健全な発展を推進する。 (3) 神崎支庁舎は、保健・福祉の拠点機能及び総合窓口事務を行う。 (4) 神崎支庁舎建設までの間は、行政サービスが低下しないように配慮しながら、現神崎町庁舎等を使用する。 (5) 長谷支所は、窓口事務等を行う。		